

山梨県公報

第二千三百十六号

平成二十五年

四月二十二日

月 曜 日

目次

告示

保安林の指定の予定……………二八七

電線共同溝を整備すべき道路の指定(二件)……………二八七

教育委員会

使用料の収納事務の委託……………二八八

人事委員会

第八十一回(平成二十五年)山梨県警察官A採用試験の第一次試験試験会場の決定について……………二八八

公安委員会

落札者等の決定について……………二八八

山梨県交通安全活動推進センターの名称等の変更の届出……………二八八

告示

山梨県告示第六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十五年四月二十二日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

北杜市須玉町比志字塩ノ和田七二二の一、七二二の一、字押堀二二七〇、字吉場二二七一、一一二七四、一一二七五、一一二七九、一一二八〇、一一三〇〇の一から一一三〇〇の三まで、一一三〇三、字反保七二二三の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字吉場一二七九・一二八〇(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、
一一二七一、一一二七四、一一三〇〇の二、一一三〇〇の三
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第六十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成二十五年四月二十二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間
県道	葎崎昇仙峡線	葎崎市本町一丁目二〇二番の一地先から 葎崎市中央町一四二九番の五地先までの上り線	葎崎市本町一丁目二〇三六番の二地先から 葎崎市中央町三九五番の五地先までの下り線

山梨県告示第六十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成二十五年四月二十二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間

国道	四一一号	甲州市勝沼町山四三六番の五地先から 甲州市勝沼町等々力一四四七番の一地先まで
----	------	---

教育委員会

● 使用料の収納事務の委託
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。
 平成二十五年四月二十二日

- 一 委託の相手方
 甲府市貢川一丁目四番二十七号 SPS・桔梗屋グループ
- 二 委託に係る使用料
 山梨県立美術館、山梨県立文学館及び山梨県芸術の森公園の使用料等
- 三 委託の期間
 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

人事委員会

● 第八十一回（平成二十五年）山梨県警察官A採用試験の第一次試験試験会場の決定について
 第八十一回（平成二十五年）山梨県警察官A採用試験の第一次試験試験会場を次のとおりとする。
 平成二十五年四月二十二日

山梨県人事委員会
 委員長 小 俣 二 也

区分	試験日	試験会場
第一次試験	平成二十五年五月十二日（日） （受付時間）午前八時三十分から午前八時五十分まで （受付場所）五十周年記念館・クリスタルタワー	山梨学院大学 （甲府市酒折二丁目四五）

公安委員会

● 落札者等の決定について
 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
 平成二十五年四月二十二日

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
 X線マイクロアナライザー 一式
 山梨県警察本部長 真 家 悟
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 山梨県警察本部刑事部科学捜査研究所 山梨県笛吹市石和町窪中島三二番地四
- 三 落札者を決定した日
 平成二十五年四月二日
- 四 落札者の氏名及び住所
 日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目十五番十二号
- 五 落札金額
 四千七百七十九万六千円
- 六 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
 平成二十五年二月二十一日

● 山梨県交通安全活動推進センターの名称等の変更の届出
 交通安全活動推進センターに関する規則（平成十年国家公安委員会規則第三号）第三条第一項の規定により、一般財団法人山梨県交通安全協会から名称等の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。
 平成二十五年四月二十二日

山梨県公安委員会
 委員長 櫻 井 洋

一 変更後の名称及び住所並びに代表者の氏名

一南側

- 1 名称 一般財団法人山梨県交通安全協会
 - 2 住所 山梨県南アルプス市下高砂八四七番地
 - 3 代表者の氏名 小澤 建雄
- 二 変更後の事務所の名称及び所在地
- 1 事務所の名称 一般財団法人山梨県交通安全協会 山梨県交通安全活動推進センター
 - 2 所在地 山梨県南アルプス市下高砂八四七番地
 - 3 変更年月日 平成二十五年四月十二日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番